三二四、三二六の一、三二八、三二九の五、三三二の一から三三二の四まで、三三三、三三四、三三六から三四〇まで、三四四から三五〇まで、三八九、三九三、字一ノ坂六三三の二、六三六、六三九、六四三、六四四の二、六四五から六四八まで、六四九の一から六四九の三まで、六五〇、六五二の一、六五五、六五六の一、六五六の二、六五七から六五九まで、六六〇の二、六六一、六六二、六六三の一、六六三の二、六六四から六八七まで、六八九から六九五まで、六九五の二、六九六、六九七、六九八の一、六九九から七〇四まで、七〇七、七〇八、七〇九の一、七一〇の一、七一一の一、七一二、七一三、七一四の一、七一七の一、七一八から七三五まで、七三七、七三八、七八一の一、七八一の二、七八二、七九二から一二九七まで、一三〇〇から一三〇九まで、一三二二の一、一三二三から一三四二まで、字元山七四二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大地二七四、二八一、二八二の一から二八二の三まで、二八六の一、二八六の二、二九五から二九七まで、二九八の一、三〇一の一、三〇二、三〇五、三〇六、三一一、三一二の一、三一二の二、三六八、三六九、三七二の一、三七二の二、四二六、四三三、四四七、四五五、四五八の一、四五八の二、四六二、四六三、四七一、五六八、五七七の一、五七七の二、五九二から五九五まで、六〇七、六〇九の一、六〇九の二、六四一の一、字猪ノ頭三〇九から三一二まで、三二三、三二四、三二六の一、三二八、三二九の五、三三二の一から三三二の四まで、三三三、三三四、三三六から三四〇まで、三四四から三五〇まで、三八九、三九三、字一ノ坂六三三の二、六三六、六三九、六四三、六四四の二、六四五から六四八まで、六四九の一から六四九の三まで、六五〇、六五二の一、六五五、六五六の一、六五六の二、六六一、六六二、六六三の一、六六三の二、六六四から六八七まで、六八九から六九五まで、六九五の二、六九六、六九七、六九八の一、六九九から七〇四まで、七〇七、七〇八、七〇九の一、七一〇の一、七一二、七一三、七一四の一、七一七の一、七一八から七三五まで、七三七、七三八、七八一の一、七八一の二、七八二、一二九二から一二九七まで、一三〇〇から一三〇九まで、一三二二の一、一三二三から一三四二まで、字元山七四二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町下分字釘貫五六二の一、五六五、字栗生野三三一、三三二、三三四、三三五、上分字有懸二一、字江田一三二〇、字名ケ平一九四、二一七、二一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字釘貫五六二の一・五六五・字栗生野三三一・三三二・三三四・三三五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字有懸二一、字江田一三二〇・字名ケ平一九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一七、二一九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町阿野字本名一九二、字松尾一四四の一、一五一の二四、一五二の一〇、字宮分五〇三、五〇三の二、六二七の二、六二八の一、六二八の二、六二九、六三〇、六三三の二、六三四、字長代一一二の一、一一八、一一九、一二一、一二四、一二五、一三七、一三九の二、一四二の三、一四四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字本名一九二・字松尾一四四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五一の二四、一五二の一〇、字宮分五〇三・五〇三の二・六二八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六二八の二、六三〇（次の図に示す部分に限る。）、六三三の二、六三四・字長代一一二の一・一一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一九、一二一、一二四、一二五、一三七、一三九の二、一四二の三、一四四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町阿野字宮分五〇四、六〇八の二、六〇九、六一〇、上分字江田九七七、一〇〇〇、字中津六二三、六二五、六二七の二、六二八、六三〇の一、六三〇の二、六三一、六三七、八六一、字大中尾六七二の二、六七三、字柿道一一八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮分五〇四、六〇八の二、六〇九、六一〇、字江田九七七・一〇〇〇・字中津六三〇の二・六三七・八六一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字大中尾六七二の二、六七三、字柿道一一八の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。